

報 告 第 1 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝行

令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

写

専決第8号

処 分 書

令和3年度 新居浜市一般会計補正予算(第1号)について

令和3年度新居浜市一般会計補正予算(第1号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年4月5日

新居浜市長 石川 勝 行

令和3年度 新居浜市一般会計補正予算(第1号)

令和3年度新居浜市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,820,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,191,505	811,375	9,002,880
	2. 国庫補助金	1,200,459	811,375	2,011,834
19. 繰入金		1,193,942	2,816	1,196,758
	1. 基金繰入金	1,193,942	2,816	1,196,758
歳入合計		50,006,000	814,191	50,820,191

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,411,238	53,558	5,464,796
	1. 総務管理費	4,564,169	53,558	4,617,727
3. 民生費		20,880,724	148,000	21,028,724
	1. 社会福祉費	10,045,385	7,000	10,052,385
	2. 児童福祉費	8,478,412	141,000	8,619,412
4. 衛生費		4,458,083	193,956	4,652,039
	1. 保健衛生費	1,702,097	193,956	1,896,053
7. 商工費		1,508,847	407,878	1,916,725
	1. 商工費	1,508,847	407,878	1,916,725
10. 教育費		4,659,946	10,799	4,670,745
	5. 社会教育費	832,358	10,799	843,157
歳出合計		50,006,000	814,191	50,820,191

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円